

水銀排出施設の設置・構造変更の届出

次の場合は、都道府県知事、大気汚染防止法政令市長への届出が必要です。

根拠条文	届出が必要なとき	届出時期	届出書 ^(※)
法第18条の23	水銀排出施設を設置しようとするとき	工事着手の60日前まで	水銀排出施設設置(使用・変更)届出書 【様式第3の5】
法第18条の24	法施行時に、既に水銀排出施設に該当するものを設置しているとき	法施行から30日以内	
法第18条の25	以下の変更をしようとするとき ・水銀排出施設の構造 ・水銀排出施設の使用方法 ・水銀等の処理方法	工事着手の60日前まで	
法第18条の31第2項	以下の変更があったとき ・届出者の氏名、名称、住所、法人代表者氏名 ・工場、事業場の名称又は所在地	事由発生から30日以内	氏名等変更届出書 【様式第4】
	水銀排出施設の使用を廃止したとき		使用廃止届出書 【様式第5】
	水銀排出施設を譲り受け・借り受けたとき		承継届出書 【様式第6】

(※) 様式は大気汚染防止法施行規則で規定。

排出ガス中の水銀測定法(環境省告示第94号) <http://www.env.go.jp/air/sugin/kokuji.pdf>

測定対象・方式

- 全水銀(ガス状水銀及び粒子状水銀)を対象として、バッチ測定で行います。
※連続測定は現在の測定機では粒子状水銀が測定対象外である等の難点があります。

試料採取・分析方法

- ガス状水銀(湿式吸収-還元気化原子吸光分析法)
JIS K 0222(排ガス中の水銀分析方法)を基本とし、排出ガス吸引量を100L程度に、SO₂濃度の高い排出ガスや有機物の多い排出ガスは、硝酸(5%)過酸化水素水(10%)混合溶液等による洗浄に変更。
- 粒子状水銀(湿式酸分解法-還元気化-原子吸光法又は加熱気化-原子吸光法)
JIS Z 8808(排ガス中のダスト濃度の測定方法)に準拠して、1,000L程度以上採取。

測定頻度

- 排出ガス量が4万Nm³/時以上の施設: 4か月を超えない作業期間ごとに1回以上
- 排出ガス量が4万Nm³/時未満の施設: 6か月を超えない作業期間ごとに1回以上
- 専ら銅、鉛、亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉、専ら廃棄蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉: 年1回以上

測定結果の確認方法

- 測定結果は平常時における平均的な排出状況を捉えたものか適切に確認する必要があります。
<排出基準を上回る濃度が検出された場合>
水銀排出施設の稼働条件を一定に保った上で、速やかに3回以上の再測定(試料採取を含む)を実施し、初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値により評価します。
※再測定は、初回の測定結果が排出基準の1.5倍を超えていたときは、初回測定結果が得られた後から30日以内、それ以外の場合は60日以内に実施して結果を得てください。
※測定結果は全て記録・保管しておいてください(再測定を実施した場合は、最大値及び最小値も含む。)
※再測定後の評価でも排出基準を上回る場合は、関係自治体に連絡とともに、原因究明を行い、再発防止措置をとってください。

お問い合わせ

環境省 水・大気環境局大気環境課 (直通)03-5521-8295 (代表)03-3581-3351

(平成28年11月)

水銀大気排出規制への準備が必要です！

水銀排出者と要排出抑制施設設置者の方は、
水銀大気排出抑制措置を取る必要があります。

背景

水俣条約の採択

水俣病のような健康被害や環境破壊を繰り返さないために…

石炭利用などによる人為的な水銀排出が、大気や水、生物中の水銀濃度や堆積速度を高めている状況を踏まえ、地球規模での水銀対策の必要性が認識される中、「水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること」を目的とした水銀に関する水俣条約が2013年10月に採択されました。我が国も2016年2月に締結し、23番目の締約国となりました。2016年10月1日現在の締約国数は32で、締約国数が50となってから90日後に発効します。

水俣条約は、先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に世界的に取り組むことにより、水銀の人为的な排出を削減し、越境汚染をはじめとする地球的規模の水銀汚染の防止を目指すものです。

水俣条約締約国が取り組むべき

大気排出対策

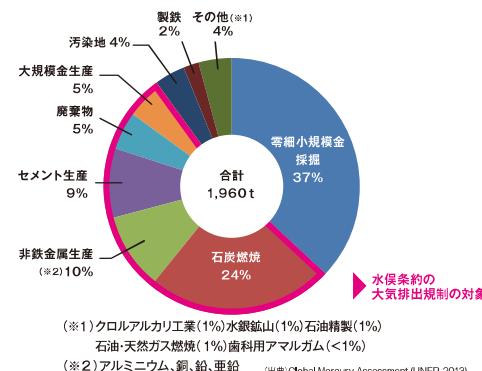
水銀の大気排出を抑制するため、水俣条約の締約国には、次の義務があります。

- 5種類(注1)の発生源の分類に対し、新設時に「利用可能な最良の技術」(BAT: Best Available Techniques)及び「環境のための最良の慣行」(BEP: Best Environmental Practices)を適用
 - (注1)①石炭火力発電所、②産業用石炭燃焼ボイラー、③非鉄金属製造施設(注2)、④廃棄物焼却設備、⑤セメントクリンカー製造施設
 - (注2)鉛、亜鉛、銅及び工業金(等細小規模採掘以外)
- 既存の施設にも各国の事情に応じた措置の導入
- 水銀大気排出量に関する国レベルのインベントリー(発生源ごとの排出量の推計値)の作成・維持

水銀大気排出の現状

地球全体での水銀の大気排出量は約1,960t(2010年)と推計され、水俣条約の大気排出規制対象となっている発生源からの排出量が約5割を占めます。我が国の水銀の大気排出量は自然由来を除いて約17t(2014年度)と推計されており、そのうち約8割が水俣条約の大気排出規制の対象となっています。なお、鉄鋼製造施設は3番目に大きな排出源となっています。

世界における水銀大気排出量(2010年)



改正大気汚染防止法の概要

水銀に関する水俣条約的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法等について、水銀排出施設に係る届出制度の創設や、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者（水銀排出者）への排出基準の遵守義務付け等の所要の改正を行いました。

法律の目的に水銀大気排出規制を追加

従来の大気汚染防止法の目的は、「大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する」ことでしたが、環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという水俣条約の趣旨に沿って、水銀等の大気排出量をできる限り抑制することを目的として、「水銀に関する水俣条約的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制」することが追加されました。このため、排出基準の性格や測定値の評価等については、大気汚染防止法における従来の大気汚染物質の規制の在り方とは異なった取扱いとなっています。

関係主体の義務・役割

○ 水銀排出者（水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者）

水銀排出施設の設置の届出

→水銀排出施設（石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラーや、非鉄金属製造施設、廃棄物焼却設備、セメントクリンカー製造施設）の設置・構造等を変更しようとする場合、都道府県知事等に事前の届出をしなければなりません。※施行時点で現に施設を設置している者は、施行日から30日以内の届出が必要です。

→届出をした者は、届出受理日から60日を経過した後でなければ、設置・構造等を変更してはなりません（実施制限）。

排出基準の遵守→水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければなりません。

水銀濃度の測定→環境省令で定めるとろにより、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、保存しなければなりません。

○ 要排出抑制施設設置者（要排出施設の設置者）

水銀等の排出量が相当程度多い施設で、排出を抑制することが適当である要排出抑制施設（製銅の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）と製銅の用に供する電気炉）の設置者は、排出抑制のための自主的取組として、単独又は共同で、自ら遵守すべき基準の作成、水銀濃度の測定・記録・保存等を行うとともに、その実施状況及び評価を公表しなければなりません。

○ 地方公共団体

都道府県知事・大気汚染防止法令市長は、水銀排出施設の設置・構造等の変更の届出受理日から60日以内に限り、計画変更又は設置計画廃止の命令ができます。また、排出基準に適合しない水銀等を継続的に排出する者に対する改善勧告及び勧告に従わない場合の改善命令ができます。事業者に対し、水銀の大気排出抑制に必要な措置を講ずることを促進するための情報提供に努めるとともに、住民に対し、水銀の大気排出抑制に関する知識の普及を図るよう努めなければなりません。

○ 国

我が国における水銀の大気排出状況を把握し、その結果を公表すること、水銀の大気排出抑制のための技術情報を収集整理し、その成果の普及を図るなど、水銀の大気排出抑制施策の実施に努めなければなりません。

罰則

- 水銀排出施設の設置に関する計画変更・廃止の命令違反（第18条の26）
改善勧告に係る措置の命令違反（第18条の29）▶ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 届出義務違反・虚偽の届出（第18条の23第1項、第18条の25第1項）▶ 3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 水銀濃度測定結果の記録・保存義務違反・虚偽の記録（第18条の30）▶ 30万円以下の罰金

規制対象施設の種類、規模、排出基準（新規、既存別）

大気汚染防止法の下で、「水銀排出施設」となる施設は次のとおりです。

水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設	施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準 ^(注1) ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)		
			新規 施設	既存 施設 ^(注2)	
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼 ボイラー	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	● 伝熱面積10m ² 以上 ● 燃焼能力 ^(注3) 50L/時以上	8	10	
	小型石炭混焼ボイラー ^(注4)	● 伝熱面積10m ² 以上 ● 燃焼能力 ^(注3) 50L/時以上	10	15	
	一次施設	銅又は工業金	15	30	
		鉛又は亜鉛	30	50	
非鉄金属（銅、鉛、 亜鉛及び工業金） 製造に用いられる 精錬及び焙焼の 工程	銅又は亜鉛	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉／金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、乾炉及び平炉： ● 原料処理能力1t/時以上	100	400	
		金属の精製の用に供する溶解炉（こしき炉を除く。）： ● 火格子面積1m ² 以上 ● 羽口面断面積0.5m ² 以上 ● 燃焼能力 ^(注3) 50L/時以上 ● 変圧器定格容量200kVA以上	30	50	
	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、乾炉、溶解炉及び乾燥炉： ● 原料処理能力0.5t/時以上 ● 火格子面積0.5m ² 以上 ● 羽口面断面積0.2m ² 以上 ● 燃焼能力 ^(注3) 20L/時以上	30	50
		工業金	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉： ● 燃焼能力 ^(注3) 10L/時以上 ● 変圧器定格容量40kVA以上	30	50
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)	● 火格子面積2m ² 以上 ● 燃却能力200kg/時以上	30	50	
	水銀含有汚泥等の焼却炉等	水銀回収義務付け産業廃棄物 ^(注5) 又は 水銀含有再生資源 ^(注6) を取り扱う施設 (加熱工程を含む施設に限る。) (施設規模による裾切りはなし。)	50	100	
セメントクリン カーラの製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉	● 火格子面積1m ² 以上 ● 燃焼能力 ^(注3) 50L/時以上 ● 変圧器の定格容量200kVA以上	50	80 ^(注7)	

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な修改（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

(注2) 施行日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものも含む。）

(注3) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

(注4) バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算10万L/時未満のもの

(注5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定されています。

(注6) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

(注7) 原料とする石灰石1kg中の水銀含有量が0.05mg以上であるものについては、140 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ です。

施行期日

平成30年4月1日（水俣条約の発効がこれ以降となる場合は、条約発効日）